

新座市開発行為等の基準及び手続に関する 条例の一部を改正する条例（素案）について、 皆さんの御意見を募集します。

■ 意見募集の趣旨

「新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例」について、道路反射鏡及び道路照明灯の設置を事業者に義務付けることで、道路における交通安全対策の更なる向上を図るため、この条例の一部を改正するものです。

この条例の素案につきまして、新座市パブリック・コメント手続条例に基づき、皆さんの御意見を募集します。

■ 公表資料

- ・ 新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例の素案
- ・ 新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正する条例の概要
- ・ 道路反射鏡及び道路照明灯整備基準（現行）
- ・ 道路反射鏡構造図
- ・ 道路照明灯構造図

■ 公表場所

道路管理課（本庁舎 3 階）、情報公開総合窓口（本庁舎 4 階総務課）、各公民館・コミュニティセンター及び市ホームページ

※ 市役所の閉庁日及び各施設の休館日は閲覧できません。

■ 意見募集期間及び提出方法

【募集期間】

令和 7 年 5 月 1 日（木）から令和 7 年 5 月 3 1 日（土）まで （必着）

【提出方法】

書面（任意様式）により、直接、秘書広聴課に提出していただくか、以下のいずれかの方法で提出してください。

郵 送：〒352-8623 新座市野火止 1-1-1 新座市役所秘書広聴課 宛

ファックス：048-482-6811（秘書広聴課 宛）

電子メール：市ホームページの「パブリック・コメント」のページの専用フォームから送信してください。

■ 提出された意見の公表

提出された意見とそれに対する市の考え方については、簡潔にまとめて公表します。なお、提出していただいた方の住所・氏名は公表しません。

■ 留意事項

意見を提出できる方は以下のとおりです。

- ・本市に在住又は在勤在学の方
- ・本市に事務所、事業所を有する法人など
- ・本市に納税義務を有する方
- ・本事案に利害関係を有する方

また、提出に当たって使用する言語は日本語とし、提出される方の住所・氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入してください。これらの記載がない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。

■ 問合せ先

新座市インフラ整備部道路管理課（０４８－４７７－４５９６）